

上ノ原小学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 本会は上ノ原小学校 PTA と称し、事務所を上ノ原小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域社会における児童のすこやかな成長を図ることを目的とし、主体的に活動する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党宗派にかたよることなく、また営利的な行為は一切行わない。
2. 本会または本会役員の名でどんな営利的企業をも支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
3. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 児童、青少年の福利増進のために活動する他の団体および機関と協力する。
5. 本会は学校の管理や人事に干渉しない。
6. この会の活動を推進するために必要とされる個人情報取り扱いや利用、管理については、「個人情報取り扱いに関する細則」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 活動

第4条 本会は、上記第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校教育に対する理解と協力（学校の支援）
2. 児童の福利・厚生・安全環境の整備および、向上（見守り・安全）
3. 家庭、地域、学校の連携による教育活動の促進（地域とともにある学校づくり）
4. その他目的を達成するために必要な活動（創出型事業）

第5条 本会の活動は、原則として総会や常任委員会で協議された事項に基づき、会員からボランティアを募って主体的に活動する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

第5章 会員

第6条 本会の会員について、次のとおり定める。

1. 上ノ原小学校に在籍する児童の保護者および上ノ原小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
2. 会員は、在籍児童の卒業または第1項に定める会員資格を喪失することにより自動的に退会となる。
3. 会員は、いつでも本会を退会することができる。

第7条 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。

第8条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年、一家庭単位で会費を納めるものとする。但し、事情により減免することができる。

第6章 経理

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第10条 本会の経費は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第11条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 本部役員

第13条 本会の本部役員の役職については、細則に定める。

第14条 本部役員の任期は、次のとおりとする。

1. 定期総会での承認を以て就任し、任期は当年度定期総会から次年度定期総会までとする。
2. 引継ぎ等を考慮し、活動開始は前年度3月からとする。

第15条 本部役員に欠員を生じたときは、常任委員会で選出することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第16条 本部役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。総会、常任委員会等を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記は、総会、常任委員会等の議事を記録、保管し、書類等を作成する。
4. 会計は、学校給食の監査、本会の金銭の出納を管理する。定期総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。

第8章 会計監査員

第17条 本会の経理を監査するため3名以上（内1名は教職員）の会計監査員を置く。会計監査員は本部役員が会員もしくは外部から募り選任する。

第18条 会計監査員の任期は、次年度定期総会までとする。

第19条 会計監査員は、決算の監査をすると共に、随時経理を監査することができる。

第9章 会議

第20条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 臨時委員会

第21条 本会は、必要により臨時委員会を置くことができる。その任務および構成は、常任委員会において定める。

第10章 総会

第22条 総会は最高の議決機関であって次のとおりとする。

1. 定期総会

・定期総会は毎年1回を定例とし会長が招集する。

2. 臨時総会

・臨時総会は、常任委員会が必要と認めるとき、または全会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第23条 総会の形式と成立要件、議事は次のとおりとする。

1. 形式

・総会審議は書面（電磁的記録媒体を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と会長が認めるときは集会形式とする。

2. 成立要件

・総会は全会員の2分の1以上の表決書の提出または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は、委任状を認める。

3. 議事

・総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

4. 総会では次の事項を審議、決定する。

（1）事業計画及び予算

（2）事業報告及び決算の承認

（3）規約の制定・改廃

（4）役員の承認

（5）常任委員会において制定または改廃された細則の承認

但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。

第11章 常任委員会

第24条 常任委員会は、本部役員をもって構成し、次のことを行う。尚、他の会員は当委員会に出席して意見を述べることができる。但し、出席した他の会員の常任委員会における議決権については認められない。

1. 本会の運営全般に関する協議。

2. 総会に提出する案件の審議、報告書の作成。

3. 細則の制定または改廃。

4. 期中における本部役員の欠員補充

第12章 本部役員の選出

第25条 次年度の本部役員の選出にあたっては、会員の中から本部役員候補者を公募する。本部役員への立候補は、本人の意思に基づいて行われる。本部役員の選出については細則で定める。

第13章 付則

第26条 校長はすべての会議に出席し意見を述べるができる。

第 27 条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、常任委員会の議決で定めることができる。

第 28 条 この規約は、以下の日付に一部改正施行。

- ・昭和 43 年 4 月 20 日
- ・昭和 47 年 5 月 13 日
- ・昭和 48 年 3 月 20 日
- ・昭和 55 年 5 月 16 日
- ・昭和 62 年 1 月 17 日
- ・平成 11 年 5 月 24 日
- ・平成 12 年 5 月 19 日
- ・平成 14 年 5 月 17 日
- ・平成 15 年 11 月 5 日
- ・平成 19 年 5 月 10 日
- ・平成 25 年 4 月 1 日
- ・令和 3 年 4 月 28 日
- ・令和 3 年 12 月 15 日
- ・令和 5 年 1 月 27 日
- ・令和 5 年 10 月 1 日